

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年5月27日 定例庁議	
開 催 日 時	平成25年5月27日（月）	午前 9時02分 ～ 午前 9時29分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	富岡市長、田中副市長、和田教育長、星野審議監（秘書担当）、 田中審議監（政策企画担当）、小林総務部長、佐藤市民環境部 長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、 関根会計管理者、池田水道部長、内田議会事務局長、渡辺学校 教育部次長兼教育総務課長（谷井学校教育部長代理）、田中生 涯学習部長、内田監査委員事務局長 （事務局） 村山政策企画室長、同室政策企画係山崎主事、稲葉秘書室長補 佐	
会 議 内 容	（1）平成25年第2回朝霞市議会定例会提出議案について	
会 議 資 料	（1）平成25年第2回朝霞市議会定例会提出議案	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

（１）平成２５年第２回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第５５号 専決処分の承認を求めることについて

（小林総務部長）

- ・平成２５年３月３０日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、承認を求める。
- ・都市計画税の課税標準額の特例措置について、引用している地方税法において条項の追加、削除が行われたため、引用条項の修正を行ったものである。
- ・朝霞市においては、日本郵便株式会社の固定資産の特例率が変更となり、見込み額で約１５万８千円の増額が生じる。

[質疑等]

なし

議案第５６号 平成２５年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第１号）

（柳原都市建設部長）

- ・朝霞市水洗便所改造資金融資条例の一部改正により、水洗便所改造資金融資あっせん制度の利子補給補助の内容を拡充することに伴い、新たに債務負担行為を設定するものである。

[質疑等]

なし

議案第５７号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

（小林総務部長）

- ・平成２５年３月３０日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い行うものである。
- ・第４条の朝霞市行政手続条例の適用除外については、平成２３年１２月公布の法改正に伴い行う。
- ・朝霞市に関連するものとしては、延滞金の利子の引き下げ、市民税の住宅借入金等特別控除の控除適用年度を４年間延長するとともに、ローン控除限度額を拡充するものがある。

[質疑等]

なし

議案第５８号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（中村健康づくり部長）

- ・平成２５年３月３０日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い行うものである。

- ・国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行する場合、国民健康保険に残った世帯について平成20年度から5年間に限った軽減特例の措置について、期限を区切らない恒久措置とするものである。
- ・国民健康保険被保険者が後期高齢者医療制度への移行により、残る世帯員が国民健康保険単身者世帯となった場合、5年間の国民健康保険税の世帯平等割額を2分の1とする現行措置に加え、減額割合を4分の1として3年間延長し、合計8年間の軽減を図るものである。同様に6年目以降の特定継続世帯における所得による平等割額の軽減措置を受けている割合別世帯の額は次のとおりである。7割軽減を受けている世帯は7,350円、5割軽減世帯は5,250円、2割軽減世帯は2,100円が軽減されている。
- ・附則で定めている、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の延長の特例について、項ずれが発生したため、条文の整理を行うものである。

[質疑等]

なし

議案第59号 朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例

(小林総務部長)

- ・地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政手続条例の適用除外規定を見直し、処分に係る理由の提示を義務化しようとするものである。この件については、国や県で実施されていることから、市についても実施を考えるものである。

[質疑等]

なし

議案第60号 朝霞市水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例

(柳原都市建設部長)

- ・現行の利息補助は貸付利率のうち5%を越える部分の利息相当額を補助するものであるが、実際の貸付利率は2.5%となっており、設立当初から現在まで補助実績がない状況にある。
- ・利息補助を3.5%までの範囲内で利息相当額を補助するものに改正を行うものである。
- ・旧暫定逆線引き地区の水洗化が促進されることを踏まえて、より実態に即した内容に改正するものである。

[質疑等]

(田中副市長)

議案第56号の限度額の説明に「借入者が金融機関に支払った利子の3.5%以内の額」とあるが、勘違いを招く書き方になっているのではないかと。

(柳原都市建設部長)

今一度、文書審査等と調整を行い、必要に応じて変更を行う。

議案第61号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(柳原都市建設部長)

- ・朝霞市指定下水道工事店の指定、更新並びに下水道排水設備工事責任技術者の登録、更新等の手続きの際に新たに手数料を徴収するため、その額を定めるものである。
- ・この改正については、平成25年7月1日から施行したいと考えている。
- ・朝霞市では手数料の徴収を実施していなかったが、近隣市の多くが徴収を行っていることがわかり、今後、旧暫定逆線引き地区の整備を推進するうえで、財源確保に努めるという点と、手数料を徴収しないことから市外の登録が増加傾向にあるので、意欲ある市内業者を選定しやすくするという点から徴収することとさせていただきたい。

[質疑等]

なし

議案第62号 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例

(小林総務部長)

- ・4月の定例庁議にて審議した内容となり、新たに制定するものである。
- ・空き家等が管理不全な状態になることを防止し、市民の良好な生活環境の確保と安全安心な暮らしの実現を図るため、新たに制定するものである。
- ・この条例は、市職員の立入調査等に基づく助言、指導並びに改善勧告及び改善命令をおこなうことができることとしたほか、この命令に従わない場合には、空き家等の所有者の氏名等を公表することができることを定めるものである。
- ・この改正については、平成25年10月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第63号 朝霞市職員の給与の臨時特例に関する条例

(小林総務部長)

- ・国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を国から要請されたことを踏まえ、本市職員の給与について、平成26年3月31日までの間、給料を職務の級に応じて4.77%から9.77%の間で減額して支給するほか、各手当についても減額支給するため、新たに制定するものである。
- ・なお、手当の減額割合については、普通地方交付税の平成24年度をベースに、給与分を控除すると、約2億800万円となり、この金額を基に給与を減額し、それを差引いた額を手当てに配分しているため、管理職手当及び期末、勤勉手当の減額割合は1.35%となっている。

[質疑等]

なし

議案第64号 朝霞市障害児放課後児童クラブ設置及び管理条例

(安田福祉部長)

- ・4月の定例庁議にて審議した内容となり、新たに制定するものである。
- ・民間の障害児放課後児童クラブに加え、選択肢を増やすほか、障害のある児童に対し、放課後における保育の場を通じて自立性や集団性を養うことにより、障害児の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

[質疑等]

なし

議案第65号 公平委員会委員選任に関する同意を求める

(内田監査委員事務局長)

- ・市公平委員会委員のうち、川島宏氏が平成25年6月27日をもって任期満了となるが、同氏を再び委員に選任したく、提案する次第である。

[質疑等]

なし

議案第66号 固定資産評価委員に関する同意を求める

(小林総務部長)

- ・地方税法第404条第1項の規定に基づく固定資産評価員に、課税課長である安岡誠治を選任したく、提案する次第である。

[質疑等]

なし

議案第67号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求める

(小林総務部長)

- ・市固定資産評価審査委員会委員のうち、松井金司氏が平成25年6月27日をもって任期満了となるため、新たに、金井茂夫氏を委員に選任したく、提案する次第である。
- ・今回から、人事案件については顔写真の添付が必要となるため、今後、対応を願いたい。

[質疑等]

なし

【閉会】

